

5 農振第 2688 号
令和 6 年 4 月 1 日

東北農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

5 農振第 2688 号
令和 6 年 4 月 1 日

関東農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下都県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

5 農振第 2688 号
令和 6 年 4 月 1 日

北陸農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

5 農振第 2688 号
令和 6 年 4 月 1 日

東海農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

5 農振第 2688 号
令和 6 年 4 月 1 日

近畿農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

5 農振第 2688 号
令和 6 年 4 月 1 日

中国四国農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

5 農振第 2688 号
令和 6 年 4 月 1 日

九州農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

5 農振第 2688 号
令和 6 年 4 月 1 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、沖縄県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

5 農振第 2688 号
令和 6 年 4 月 1 日

北海道知事 殿

農林水産省農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、今後とも本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

○ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 2 事業の内容 要綱第 4 第 2 項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。 なお、その詳細については、第 3 に定める別記 1 から別記 8 までに掲げるとおりとする。 1～7 （略） 8 鳥獣被害防止対策促進支援事業 農作物等被害の低減を図るため、中山間地域等における侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。 また、ジビエ利用を含む、鳥獣被害対策の理解醸成を図るための情報発信の取組を実施する事業とする。 （別記 1） 鳥獣被害防止総合支援事業 第 1 事業の取組等 1 事業の取組 要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（1）及び 2 の（1）に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。 （1）被害緊急対応型 鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、実施隊等が有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。 （2）・（3）（略） 2～6 （略） <u>7 環境負荷低減の取組</u>	第 2 事業の内容 要綱第 4 第 2 項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。 なお、その詳細については、第 3 に定める別記 1 から別記 8 までに掲げるとおりとする。 1～7 （略） 8 鳥獣被害防止対策促進支援事業 農作物等被害の低減を図るため、中山間地域等における侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。 また、<u>ジビエの需要拡大及び利活用促進を図るため、処理加工施設への広域搬入体制のモデル構築、ジビエ料理に関する指導やメニュー開発等の取組を実施する事業とする。</u> <u>加えて、</u>ジビエ利用を含む、鳥獣被害対策の理解醸成を図るための情報発信の取組を実施する事業とする。 （別記 1） 鳥獣被害防止総合支援事業 第 1 事業の取組等 1 事業の取組 要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（1）及び 2 の（1）に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。 （1）被害緊急対応型 鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、<u>要綱別記 1 の第 1 の 1 の</u>被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、実施隊等が有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。 （2）・（3）（略） 2～6 （略） <u>（新設）</u>

事業実施主体は、別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(2)の事業実施計画と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体にあつては地方農政局長、広域コンソーシアムにあつては農村振興局長、その他の事業実施主体にあつては都道府県知事に提出するものとする。

8 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

なお、野生鳥獣の生息域の拡大により、被害が生じていない地域においても近い将来被害が発生する蓋然性が高い場合は、周辺地域の状況を踏まえ費用対効果分析を実施し、より広域的な整備を行うことにより、投資効果を向上させることができないか検討するものとする。

9・10 (略)

第2 事業の内容等

1・2 (略)

3 事業の委託

事業実施主体は、推進事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、別表1の2. 推進事業の経費・事業内容の欄の(1)の⑪の取組に限り、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、⑪に係る事業費の50%を超えて委託できるほか、事業実施主体の業務を請負又は役務要請で実施できるものとする。

7 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

8・9 (略)

第2 事業の内容等

1・2 (略)

3 事業の委託

事業実施主体は、推進事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、別表1の2. 推進事業の経費・事業内容の欄の(1)の⑩の取組に限り、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、⑩に係る事業費の50%を超えて委託できるほか、事業実施主体の業務を請負又は役務要請で実施できるものとする。

4 (略)

第3 交付率

1・2 (略)

3 地域特認

(1) 地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により別表2の鳥獣被害防止施設、処理加工施設、被害防止活動推進及び実施隊特定活動の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道及び広域コンソーシアムにあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1の（4）に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

(2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の（1）に係る採択要件の欄の3の「受益戸数が3戸以上であること」に該当しない場合においても、経営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入を抑制できるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

4 (略)

第4 事業の実施等の手続

1～3 (略)

4 事業の着手

事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、1の（2）の協議を行った上で、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長、広域コンソーシアムにあつては農村振興局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

5・6 (略)

4 (略)

第3 交付率

1・2 (略)

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により別表2の鳥獣被害防止施設、処理加工施設、被害防止活動推進及び実施隊特定活動の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道及び広域コンソーシアムにあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1の（4）に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

(新設)

4 (略)

第4 事業の実施等の手続

1～3 (略)

4 事業の着手

事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長、広域コンソーシアムにあつては農村振興局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

5・6 (略)

第6 事業の評価

- 1 (略)
- 2 改善計画
(1)～(3) (略)

(4) 広域コンソーシアムにあっては、農村振興局長が別に示す方法により改善計画を作成するものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 地方農政局長は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 地方農政局長は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 地方農政局長は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

(削る。)

第9・第10 (略)

別表1

1. 整備事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1関係）

経費・事業内容		事業の内容	交付率
(1) 鳥獣被害防止施設	①新規整備 ②再編整備 ③既設柵の地際補強	地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施	(略)

第6 事業の評価

- 1 (略)
- 2 改善計画
(1)～(3) (略)

(新設)

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第10・第11 (略)

別表1

1. 整備事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1関係）

経費・事業内容		事業の内容	交付率
(1) 鳥獣被害防止施設	①新規整備 ②再編整備 ③既設柵の地際補強	地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施	(略)

		設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な<u>整備計画や広域柵の再編整備計画</u>との整合について配慮するものとする。 なお、被害防止施設の整備に当たっては、次の内容を満たすものとする。 ア～ウ (略) <u>エ 侵入防止柵を新規整備する場合は、野生鳥獣の生息域拡大を見据え、個々のほ場を囲うのではなく、集落を広域的に囲うなど効率的・効果的な整備を実施する。</u> <u>オ 既設柵を再</u>			設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な<u>整備計画</u>との整合について配慮するものとする。 なお、被害防止施設の整備に当たっては、次の内容を満たすものとする。 ア～ウ (略) (新設) (新設)	
--	--	---	--	--	---	--

		<u>編整備する場合に当たっても、周辺環境の変化を踏まえ、集落を広域的に囲うかたちで再編するなど効率的・効果的な整備を実施するものとする。</u> <u>カ 野生鳥獣を引き付ける農作物残渣を放置しないことやほ場環境を維持すること等、鳥獣被害の発生要因を減らす生息環境管理を行うものとする。</u>	
(2) ～ (4) (略)	(略)	(略)	

		(新設)	
(2) ～ (4) (略)	(略)	(略)	(略)

2. 推進事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る経費・事業内容の欄関係）

経費・事業内容	事業の内容	交付率
(1) 被害防止活動推進	①推進体制の整備	(略)
	②～④ (略)	(略)
	<u>⑤広域柵の再編整備計画策定支援</u> <u>集落全体を囲うような広域柵による効率的な侵入防止柵の整備再編に向け、鳥獣の生息状</u>	1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る交付率の欄の交付率及び同欄の農村振興局長が別に定める被害防止活動推進

2. 推進事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る経費・事業内容の欄関係）

経費・事業内容	事業の内容	交付率
(1) 被害防止活動推進	①推進体制の整備	(略)
	②～④ (略)	(略)
	(新設) (新設)	1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（1）に係る交付率の欄の交付率及び同欄の農村振興局長

		<u>況調査や効果分析等広域柵の導入可能性調査、今後の被害対策や広域柵の管理方法等の課題解決及び合意形成を図るための地域での協議、広域柵の管理負担を軽減するためのICT機器等の導入、広域柵の再編整備計画の策定を実施できるものとする。</u> <u>なお、広域柵の再編整備に当たっては柵の総延長の減少が見込まれることとし、本取組開始から2年以内に再編整備計画を策定するものとする。</u> <u>注 再編整備計画については、別表3の(別添)再編整備計画書を参考とする。</u>	における限度額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 被害緊急対応型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う経費・事業内容の欄の(1)の②から⑩までの取組に要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額交付できるものとする。 ア～エ (略) オ <u>経費・事業内容の欄の(1)の⑤の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、広域柵の再編整備計画の策定のための取組を行う場合、1,000</u>			が別に定める被害防止活動推進における限度額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 被害緊急対応型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う経費・事業内容の欄の(1)の②から⑩までの取組に要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額交付できるものとする。 ア～エ (略) (新設)
	⑥～⑪ (略)	(略)		⑤～⑩ (略)	(略)	

			<u>千円以内を加算できるものとする。</u> <u>カ</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑥の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。 <u>キ</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑦の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理と併せて、地域研修会、追払い、ICT機器の導入(出沒アラート、遠隔捕獲機器等)、集落点検の実施と共有、実施体制の整備(錯誤捕獲時体制の整備を含む。)、				<u>オ</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑤の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。 <u>カ</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑥の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理と併せて、地域研修会、追払い、ICT機器の導入(出沒アラート、遠隔捕獲機器等)、集落点検の実施と共有、実施体制の整備(錯誤捕獲時体制の整備を含む。)、
--	--	--	---	--	--	--	--

			出沒要因調査の取組の中から、1つの取組をパッケージとして効果的に行う場合は1,000千円以内、2つ以上の取組をパッケージとして効果的に行う場合は2,000千円以内を加算できるものとする。 <u>ク</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑧の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、生息・被害状況調査結果を踏まえ、防除及び捕獲等の取組を効果的に行う場合は1,000千円以内を加算できるものとする。 <u>ケ</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑨の取組に要する経費に				出沒要因調査の取組の中から、1つの取組をパッケージとして効果的に行う場合は1,000千円以内、2つ以上の取組をパッケージとして効果的に行う場合は2,000千円以内を加算できるものとする。 <u>キ</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑦の取組に要する経費については、アからエまでの限度額に、生息・被害状況調査結果を踏まえ、防除及び捕獲等の取組を効果的に行う場合は1,000千円以内を加算できるものとする。 <u>ク</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑧の取組に要する経費に
--	--	--	--	--	--	--	--

			については、アからエまでの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。 <u>コ</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑩の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に2,000千円以内を加算できるものとする。 <u>サ</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑪の取組に要する経費については、アからエまでの限				については、アからエまでの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。 <u>ケ</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑨の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に2,000千円以内を加算できるものとする。 <u>ク</u> 経費・事業内容の欄の(1)の⑩の取組に要する経費については、アからエまでの限
--	--	--	---	--	--	--	---

			度額に、GISを用いて、地域の被害対策等の情報を地図上に可視化した上で、被害対策に活用する取組を行う場合は、2,000千円以内を加算できるものとする。 (2) 広域連携型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う経費・事業内容の欄の(1)の②から⑪までの取組に要する経費については1市町村当たり(1)のア、イ、ウ、エの額に200千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。 なお、銃猟の有資格者が存				度額に、GISを用いて、地域の被害対策等の情報を地図上に可視化した上で、被害対策に活用する取組を行う場合は、2,000千円以内を加算できるものとする。 (2) 広域連携型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う経費・事業内容の欄の(1)の②から④までの取組に要する経費については1市町村当たり(1)のア、イ、ウ、エの額に200千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。 なお、銃猟の有資格者が存
--	--	--	--	--	--	--	--

			在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり（１）のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。 <u>（３）広域連携型にあっては、経費・事業内容欄の（１）の⑤から⑪までの取組に要する経費については、（２）の額に（１）のオからサまでを準用し加算できるものとする。</u> <u>（４）過年度に鳥獣被害防止総合支援事業の交</u>				在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり（１）のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。 <u>（新設）</u> <u>（３）過年度に鳥獣被害防止総合支援事業の交</u>
--	--	--	---	--	--	--	--

			付を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、経費・事業内容の欄の(1)の①から⑪までの取組に要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村当たり2,000千円以内((1)のエの場合は3,000千円以内)、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内((1)のエの場合は3,200千円以内)の定額交付を受けることができるものとする。 なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在				付を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、経費・事業内容の欄の(1)の①から④までの取組に要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村当たり2,000千円以内((1)のエの場合は3,000千円以内)、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内((1)のエの場合は3,200千円以内)の定額交付を受けることができるものとする。 なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在
--	--	--	--	--	--	--	--

			しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり（１）のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。
			2（略）
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組	① (略)	(略)	(略)
	② 搬入促進支援	捕獲した鳥獣を食肉等に利用する施設への搬入を促進するため、次に掲げる事項を満たす場合に、解体機能を有する車両をリースにより導入できるものとする。 <u>また、捕獲した鳥獣を食肉等に利用する施設へ生きたまま搬入するための生体搬入用おり</u>	(略)

			しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり（１）のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。
			2（略）
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組	① (略)	(略)	(略)
	② 搬入促進支援	捕獲した鳥獣を食肉等に利用する施設への搬入を促進するため、次に掲げる事項を満たす場合に、解体機能を有する車両をリースにより導入できるものとする。	(略)

		<u>を導入できるものとする。</u> ア・イ (略)	
(6) ~ (10) (略)	(略)	(略)	(略)

別表 2

1. 整備事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1関係）

経費・事業内容		上限単価			
(1) 鳥獣被害防止施設	①新規整備	ア (略)			
	②再編整備	イ 再編整備			
	③既設柵の地際補強	獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工の資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
		獣種共通	電気柵 (1段当たり)	<u>74</u>	<u>317</u>
			ネット柵	<u>545</u>	<u>2,055</u>
		イノシシ	金網柵 (ロール状)	<u>985</u>	<u>4,395</u>
			ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	<u>635</u>	<u>2,365</u>
		シカ	金網柵	<u>1,395</u>	<u>6,225</u>

		ア・イ (略)	
(6) ~ (10) (略)	(略)	(略)	(略)

別表 2

1. 整備事業（要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1関係）

経費・事業内容		上限単価			
(1) 鳥獣被害防止施設	①新規整備	ア (略)			
	②再編整備	イ 再編整備			
	③既設柵の地際補強	獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工の資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
		獣種共通	電気柵 (1段当たり)	<u>25</u>	<u>225</u>
			ネット柵	<u>192</u>	<u>1,612</u>
		イノシシ	金網柵 (ロール状)	<u>296</u>	<u>2,726</u>
			ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	<u>192</u>	<u>1,612</u>
		シカ	金網柵	<u>430</u>	<u>3,710</u>

		(イノシシ用を兼ねる。)	(ローラ状) ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)		
				<u>975</u>	<u>3, 555</u>
		ウ (略) <u>エ グレーチング</u>			
		<u>上限単価 (万円／ m²)</u> <u>(直営施工で資材 費のみの定額交付 の場合)</u>		<u>上限単価 (定 率、%)</u> <u>(左記以外の場合)</u>	
		<u>17.7</u>		<u>50</u>	
		注1～注5 (略)			
(2) 処理加工施設	処理加工施設 表 (略) <u>注1</u> ：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。 <u>注2</u> ：食肉利用等施設のうち、解体機能を有する車両及びコンテナ等を活用した簡易な施設については、適用しないものとする。				

2. (略)

別表3

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 (略) 2 被害防止計画の作成状況等 <u>被害防止計画への記載状況</u> 、他計画との連携

		(イノシシ用を兼ねる。)	(ローラ状) ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)		
				<u>286</u>	<u>2,426</u>
		ウ (略) (新設)			
		注1～注5 (略)			
(2) 処理加工施設	処理加工施設表 (略) <u>注</u> ：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。 (新設)				

2. (略)

別表3

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 (略) 2 被害防止計画の作成状況等 <u>被害防止計画の作成状況</u> 、他計画・ <u>近隣市町村等</u> との連携

	3 (略) 4 事業に係る項目 推進体制の整備・有害捕獲・被害防除・生息環境管理・<u>広域柵の再編整備計画策定支援</u>・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・<u>シカ特別対策等事業</u>等他事業との連携 5・6 (略)		3 (略) 4 事業に係る項目 推進体制の整備・有害捕獲・被害防除・生息環境管理・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・<u>市町村単独事業</u>等他事業との連携 5・6 (略)	
整備事業（新規整備）	1 (略) 2 被害防止計画の作成状況等 <u>被害防止計画への記載状況</u>、他計画との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積	整備事業（新規整備）	1 (略) 2 被害防止計画の作成状況等 <u>被害防止計画の作成状況</u>、他計画との連携、<u>近隣市町村等との連携</u> 3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、<u>ジビエ等利活用推進・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人</u>	

	4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、費用対効果分析、<u>生息環境管理の取組内容</u>に関する項目 5・6 (略)		<u>材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・市町村単独事業等他事業との連携</u> 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、<u>有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び</u>費用対効果分析に関する項目 5・6 (略)
整備事業（再編整備）	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、<u>構成単位</u>、目的（<u>広域柵か否か</u>） 2 被害防止計画の作成状況等 <u>被害防止計画への記載状況</u>、他計画との連携 3 再編整備を取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、再編整備計画（対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容）、再編整備計画図、維持管理方法、<u>合意形成過程（広域柵の場合のみ）、一体的に整備する捕獲機材やICT機器の内容、費用対効果分析、経済性の評価、生息環境管理の取組内容</u>	整備事業（再編整備）	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、<u>構成市町村</u>、目的 2 被害防止計画の作成状況等 <u>被害防止計画の作成状況</u>、他計画との連携、<u>近隣市町村等との連携</u> 3 再編整備を取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、再編整備計画（対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容）、再編整備計画図、<u>ジビエ等利活用推進・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・市町村単独事業等他事業との連携、利用計画、維持管理方法、一体的に整備する捕</u>

	注 (略)
整備事業（既設柵の地際補強）	1 (略) 2 被害防止計画の作成状況等 <u>被害防止計画への記載状況</u> 、他計画との連携 3 地際補強に取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性 利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、費用対効果分析、 <u>生息環境管理の取組内容</u> に関する項目 5 (略)

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 (略) 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況 3 事業内容に係る項目 有害捕獲・被害防除・生息環境管理・ <u>広域柵の再編整備計画策定支援</u> ・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・

	<u>獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与</u> 、費用対効果分析、経済性の評価 注 (略)
整備事業（既設柵の地際補強）	1 (略) 2 被害防止計画の作成状況等 <u>被害防止計画の作成状況</u> 、他計画との連携、 <u>近隣市町村等との連携</u> 3 地際補強に取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容、 <u>鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</u> 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性 利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、 <u>有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び</u> 費用対効果分析に関する項目 5 (略)

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 (略) 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、 <u>近隣市町村等との連携</u> 3 事業内容に係る項目 有害捕獲・被害防除・生息環境管理・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・I

	処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容、捕獲頭数）並びに事業費、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・<u>シカ特別対策等事業</u>等他事業との連携 4～6 （略）
整備事業	1 （略） 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与（鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等も明記） 4～6 （略）

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2～7 （略）

	CTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容、捕獲頭数）並びに事業費、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・<u>市町村単独事業</u>等他事業との連携 4～6 （略）
整備事業	1 （略） 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、<u>近隣市町村等との連携</u> 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与（鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等も明記）、<u>ジビエ等利活用推進・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・GISを活用した被害対策等の可視化定着支援・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援、搬入促進支援）・鳥獣被害対策実施隊体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援）・捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・市町村単独事業等他事業との連携</u> 4～6 （略）

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、<u>近隣市町村等との連携</u> 2～7 （略）

(別添)

再編整備計画書

1. 事業実施主体等に係る項目

- (1) (略)
(2) 構成単位 (略)
(3) 事業の目的 (どちらかに○)

	<u>再編整備（広域柵以外）</u>		<u>広域柵の場合</u>
--	--------------------	--	---------------

※近隣市町村と連携して再編整備を実施する場合は、連携内容を記載すること。

2. 被害防止計画の作成状況等

- (1) 被害防止計画への記載状況 (略)
(2) (略)
(削る。)

3. 再編整備計画等

- (1) (略)
(2) 再編整備計画
表 (略)

※1 受益戸数は既存施設造成時の受益戸数を基本とし、広域柵の場合は広域柵内の農地に係る受益戸数とする。

※2 再編整備により変更となる場合には、その面積、広域柵の場合は広域柵内の農地面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。

- (3) (略)

(削る。)

(削る。)

(別添)

再編整備計画書

1. 事業実施主体等に係る項目

- (1) (略)
(2) 構成市町村 (略)
(3) 事業の目的

--

2. 被害防止計画の作成状況等

- (1) 被害防止計画の作成状況 (略)
(2) (略)
(3) 近隣市町村等との連携

--

3. 再編整備計画等

- (1) (略)
(2) 再編整備計画
表 (略)

※1 受益戸数は既存施設造成時の受益戸数を基本とする。

※2 再編整備により変更となる場合には、その面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。

- (3) (略)

4. 他の取組及び事業等との連携

--

5. 利用計画

--

4. (略)

5. 合意形成過程（広域柵の場合のみ記載し、合意形成までの議事概要を併せて提出）

6. 一体的に整備する捕獲機材やI C T機器の内容
(略)

(削る。)

7.・8. (略)

9. 生息環境管理の取組内容

別表 4

事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1～15 (略)
16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり <u>周辺住民や養豚事業者等</u> との合意が形成されていること。
17～24 (略)
(削る。)

6. (略)

(新設)

7. 一体的に整備する捕獲機材の内容
(略)

8. 有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与

9.・10. (略)

(新設)

別表 4

事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1～15 (略)
16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり <u>周辺住民等</u> との合意が形成されていること。
17～24 (略)
<u>25 生産コスト分析の算出プロセス、根拠が適切であること。また、生産コストの低減率が10%以上であること（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等被害防止施設整備事業）に限る。）。なお、生産コストの低減率の算定の単位については、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。</u>

別表 5 推進事業の交付対象経費

別表 5 推進事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
(略)	(略)	(略)
生息環境 管理	(略)	(略)
<u>広域柵の再 編整備計画 策定支援</u>		・ <u>会場借料、会議用機械器具の借料</u> ・ <u>事務用品、印紙代</u> ・ <u>書類等の印刷費及び製本費</u> ・ <u>日々雇用される雑役並びに事務及び技 術補助員に対する賃金(地方公共団体に勤 務する者については、報酬・給料・職員手 当等)</u> ・ <u>調査機材及びその借料</u> ・ <u>G I Sを用いた地図上への可視化に必 要な資材費及び導入費(データ入力等を含 む。)</u> ・ <u>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</u> ・ <u>郵便料、電信電話料及び運搬費</u> ・ <u>調査に従事する者に対する保険代</u> ・ <u>車両の借料及びその燃料代</u> ・ <u>I C T等機器の導入費(広域柵の管理 負担軽減が見込まれるものに限る。)</u>
ジビエ等の 利用拡大に 向けた地域 の取組	(略)	(略)
	搬入促進 支援	・ 車両のリース料 ・ <u>生体搬入用おり購入費</u>
(略)	(略)	(略)

注 (略)

別記様式第1号(別記1の第4の1、別記2の第3の1及び2、別記3の第3の1及び2、別記4の第4の1、別記5の第4の1、別記8の第4の1の(1)関係)

番 号
年 月 日

事業内容		交付対象経費
(略)	(略)	(略)
生息環境 管理	(略)	(略)
(新設)		(新設)
ジビエ等の 利用拡大に 向けた地域 の取組	(略)	(略)
	搬入促進 支援	・ 車両のリース料 (新設)
(略)	(略)	(略)

注 (略)

別記様式第1号(別記1の第4の1、別記2の第3の1及び2、別記3の第3の1及び2、別記4の第4の1、別記5の第4の1、別記8の第4の1の(1) 及び4の(1)関係)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）（都道府県広域捕獲活動支援事業）（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）（シカ特別対策等事業）（鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の都道府県事業実施計画の協議（変更協議）について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第4の1の（4）（第4の1の（6））（別記2の第3の1（第3の2））（別記3の第3の1（第3の2））（別記4の第4の1の（4）（第4の1の（6））（別記5の第4の1の（1）のエ（第4の1の（1）のカ）、第4の1の（2）のウ（第4の1の（2）のエ））（別記8の第4の1の（1））の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）1～3 （略）

別記様式第2号（別記1の第5の3、別記4の第5の3、別記5の第5の1及び2の（2）、別記8の第5の1の（3）関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）の事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）（都道府県広域捕獲活動支援事業）（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）（シカ特別対策等事業）（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の都道府県事業実施計画の協議（変更協議）について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第4の1の（4）（第4の1の（6））（別記2の第3の1（第3の2））（別記3の第3の1（第3の2））（別記4の第4の1の（4）（第4の1の（6））（別記5の第4の1の（1）のエ（第4の1の（1）のカ）、第4の1の（2）のウ（第4の1の（2）のエ））（別記8の第4の1の（1）、第4の4の（1））の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）1～3 （略）

別記様式第2号（別記1の第5の3、別記4の第5の3、別記5の第5の1及び2の（2）、別記8の第5の1の（3）及び4の（3）関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）の事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号

年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び広域コンソーシアムにあっては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

又は

所在地

団体名

（協議会等名）

代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 1 の第 5 の 3（別記 4 の第 5 の 3）（別記 5 の第 5 の 1 及び 2 の（2））（別記 8 の第 5 の 1 の（3））の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 1 （略）

2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止総合支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の添付する別添にあっては、別記様式第 9 号に準ずるものとする。また、広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の添付する別添にあっては、別記 4 の別記様式第 1 号とする。

別記様式第 3 号（別記 1 の第 6 の 1、別記 2 の第 5、別記 3 の 5、別記 4 の第 6、別記 5 の第 6、別記 8 の第 6 の 1 の（1）関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の評価報告

年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び広域コンソーシアムにあっては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

又は

所在地

団体名

（協議会等名）

代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 1 の第 5 の 3（別記 4 の第 5 の 3）（別記 5 の第 5 の 1 及び 2 の（2））（別記 8 の第 5 の 1 の（3））及び 4 の（3）の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 1 （略）

2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止総合支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の添付する別添にあっては、別記様式第 9 号に準ずるものとする。また、広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の添付する別添にあっては、別記 4 の別記様式第 1 号とする。

別記様式第 3 号（別記 1 の第 6 の 1、別記 2 の第 5、別記 3 の 5、別記 4 の第 6、別記 5 の第 6、別記 8 の第 6 の 1 の（1）及び 4 の（1）関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被

(令和〇〇年度)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

又は

所在地

団体名

（協議会等名）

代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第6の1の（2）（別記2の第5）（別記3の第5）（別記4の第6）（別記5の第6）（別記8の第6の1の（1））の規定により、別添のとおり報告する。

（注）（略）

別記様式第4号（別記1の第6の2、別記4の第6、別記5の第6の1、別記8の第6の1の（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

害防止施設整備事業））の評価報告

(令和〇〇年度)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

又は

所在地

団体名

（協議会等名）

代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第6の1の（2）の規定により、別添のとおり報告する。

（注）（略）

別記様式第4号（別記1の第6の2、別記4の第6、別記5の第6の1、別記8の第6の1の（2）及び4の（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

(削る。)

〇〇県（都道府）知事

氏名

又は

所在地

団体名

（協議会等名）

代表者

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）に関する改善計画について（略）

別記様式第5号（別記1の第4の4、別記2の第3の3、別記3の第3の3、別記4の第4の4、別記5の第4の4、別記8の第4の1の（4）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び広域コンソーシアムにあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

(削る。)

所在地

団体名

（協議会名）

代表者 役職 氏名

(又は

〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇県（都道府）知事

氏名

又は

所在地

団体名

（協議会等名）

代表者

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）に関する改善計画について（略）

別記様式第5号（別記1の第4の4、別記2の第3の3、別記3の第3の3、別記4の第4の4、別記5の第4の4、別記8の第4の1の（4）及び4の（4）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び広域コンソーシアムにあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

(又は

〇〇県（都道府）知事 殿

所在地

団体名

（協議会名）

代表者 役職 氏名

(削る。)

又は
〇〇県（都道府）知事
氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画（都道府県計画、広域都道府県域計画、広域コンソーシアム計画）に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

1～5 （略）

別記条件

1～3 （略）

(削る。)

別記様式第6号（別記1の第4の2、別記2の第3の1、別記3の第3の1、別記4の第4の2、別記5の第4の2、別記8の第4の1の（2）関係）

〇〇県（都道府）計画（又は実績）

I 事業内容

1～5 （略）

6 都道府県の捕獲計画の内容（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を

又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者

又は
〇〇県（都道府）知事
氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画（都道府県計画）に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

1～5 （略）

別記条件

1～3 （略）

4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第6号（別記1の第4の2、別記2の第3の1、別記3の第3の1、別記4の第4の2、別記5の第4の2、別記8の第4の1の（2）及び4の（2）関係）

〇〇県（都道府）計画（又は実績）

I 事業内容

1～5 （略）

6 都道府県の捕獲計画の内容（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を

実施する場合のみ記載)

（上記対応方針や近年の捕獲傾向等を踏まえ、捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携の考え方、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての考え方等を具体的に記載すること。）

本年度の都道府県内の有害捕獲計画（又は実績）						
対象鳥獣	(削減)			有害捕獲計画 (又は実績)数(頭数)	上乗率(円/頭・羽)	交付金額 (円)
	(削減)	(削減)	(削減)			
						交付金額計(円)

処理経費等(円)

埋設経費	
焼却経費	
現地確認等経費	

交付金額計(円)

注1: 必要に応じて行を追加すること。

注2: 捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要)

(1) (略)

(2) 整備事業（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）概要 （略）

(3) ～ (7) (略)

(事業の経費の配分) (略)

(都道府県附帯事務費) (略)

実施する場合のみ記載)

（上記対応方針や近年の捕獲傾向等を踏まえ、捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携の考え方、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての考え方等を具体的に記載すること。）

本年度の都道府県内の有害捕獲計画（又は実績）						
対象鳥獣	前3か年の有害捕獲実績(頭数)			有害捕獲計画 (又は実績)数(頭数)	上乗率(円/頭・羽)	交付金額 (円)
	Q年度	Q年度	Q年度			
						交付金額計(円)

処理経費等(円)

埋設経費	
焼却経費	
現地確認等経費	

交付金額計(円)

注1: 必要に応じて行を追加すること。

注2: 捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要)

(1) (略)

(2) 整備事業（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）概要 （略）

(3) ～ (7) (略)

(事業の経費の配分) (略)

(都道府県附帯事務費) (略)

(別紙１) (１) 推進事業（鳥獣被害防止総合支援事業）の概要
〇〇県（都道府）計画（又は実績）

[illegible][illegible][illegible][illegible]

(別紙１) (１) 推進事業（鳥獣被害防止総合支援事業）の概要
〇〇県（都道府）計画（又は実績）

[illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible]

2: 生息環境管理の実施内容については、地域において取り組む内容を記載すること。

[illegible]

2.事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3歩記入する。

(別紙 4) (略)

(別紙 5) (5) 広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

1～4 (略)

5 都道府県広域捕獲活動支援事業の内容

(1)・(2) (略)

(3) 広域捕獲活動(個体数調整)

表 (略)

(内訳)

(略)

注 1～5 : (略)

6 : 備考欄に雌・雄の別を記載すること。

(4)・(5) (略)

(別紙 6) (6) 緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策))の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

推進事業概要(有害捕獲)

表 (略)

注 1～6 : (略)

7 : イノシシ、シカについては、備考欄に雌・雄の別を記載すること。

別紙 2 別添 (2) 整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか) (略)

(別紙 7) (7) シカ特別対策(シカ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

(別紙 4) (略)

(別紙 5) (5) 広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

1～4 (略)

5 都道府県広域捕獲活動支援事業の内容

(1)・(2) (略)

(3) 広域捕獲活動(個体数調整)

表 (略)

(内訳)

(略)

注 1～5 : (略)

(新設)

(4)・(5) (略)

(別紙 6) (6) 緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策))の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

推進事業概要(有害捕獲)

表 (略)

注 1～6 : (略)

(新設)

別紙 2 別添 (2) 整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか) (略)

(別紙 7) (7) シカ特別対策(シカ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

1 (略)

2 シカによる被害の状況

○シカ被害の拡大状況

項目	H30	R1	R2	R3	R4	(削る。)

※ (略)

注1 : (略)

3 事業の内容

(1) ~ (7) (略)

注1 : (略)

2 : 事業費の50%を超えて委託する場合、事業実施主体が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

3 : (略)

4 : 協議会（市町村を含む。）が事業実施主体として取組を実施する場合は、取組内容欄に協議会（市町村を含む。）の取組内容、事業費、国庫交付金を記入すること。

別記様式第7号（別記1の第5の3、別記2の第4、別記3の第4、別記4の第5の3、別記5の第5、別記8の第5の1の（3）関係）

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（都道府県広域捕獲活動支援事業）、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）の実施状況報告（令和〇〇年度報告）

1 (略)

2 シカによる被害の状況

○シカ被害の拡大状況

項目	H30	R1	R2	R3	R4	<u>5 か年</u> <u>平均</u>

※ (略)

注1 : (略)

3 事業の内容

(1) ~ (7) (略)

注1 : (略)

2 : 事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

3 : (略)

(新設)

別記様式第7号（別記1の第5の3、別記2の第4、別記3の第4、別記4の第5の3、別記5の第5、別記8の第5の1の（3）及び4の（3）関係）

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（都道府県広域捕獲活動支援事業）、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）の実施状況報告（令和〇〇年度報告）

6 都道府県の捕獲実績の内容（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載）

本年度の都道府県内の有害捕獲実績数

処理経費等(円)		
埋設経費		
焼却経費		交付金額計(円)
埋地確認等経費		

2.捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(2) 整備事業（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）概要（略）

(都道府県附帯事務費) (略)

6 都道府県の捕獲実績の内容（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載）

本年度の都道府県内の有害捕獲実績数

处理経費等(円)		
埋設経費		
焼却経費		交付金額計(円)
埋地確認等経費		

2. 捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(都道府県附帯事務費) (略)

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

(2/2)

[illegible]

(別紙 2) (2) 整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の概要
鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)の実施状況報告(令和〇〇年度)

[1/2]

[illegible]

(2/)

[illegible]

(別紙2) (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の概要
鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)の実施状況報告(令和〇〇年度)

(1/2)[illegible]

[illegible]

2. 目標指標の設定内容の欄については、目標を設定している場合には、該当する欄に1と記載する。

3. 捕獲実績は、事業計画の内容(有害捕獲、サル複合対策、他地域人材活用、誘導捕獲機など、ICT等新技术実証、鳥獣被害防止施設等)ごとに記載する。
なお、捕獲実績の対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載する。

[illegible]

3. 目標指標の設定内容の欄については、目標を設定している場合には、該当する欄に1と記載する。

4. 捕獲実績は、事業計画の内容(有害捕獲、サル複合対策、他地域人材活用、誘導捕獲機など、ICT等新技術実証、鳥獣被害防止施設等)ごとに記載する。
なお、捕獲実績の対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載する。

(別紙 4) (略)

(別紙5) (5) 広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要

都道府県広域捕獲活動支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1～4 (略)

5 都道府県広域捕獲活動支援事業の内容

(1)・(2) (略)

(3) 広域捕獲活動(個体数調整)

表 (略)

(内訳)

(略)

注1～5 : (略)

6 : 備考欄に雌・雄の別を記載すること。

(4)・(5) (略)

(別紙6) (6) 緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策))の概要

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

推進事業(有害捕獲)

表 (略)

注1～6 : (略)

7 : イノシシ、シカについては、備考欄に雌・雄の別を記載すること。

別紙2別添 (2) 整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか) (略)

別記様式第7号別紙2関係様式 (略)

(別紙7) (7) シカ特別対策(シカ特別対策等事業(シカ特別対策))

(別紙5) (5) 広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要

都道府県広域捕獲活動支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1～4 (略)

5 都道府県広域捕獲活動支援事業の内容

(1)・(2) (略)

(3) 広域捕獲活動(個体数調整)

表 (略)

(内訳)

(略)

注1～5 : (略)

(新設)

(4)・(5) (略)

(別紙6) (6) 緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策))の概要

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

推進事業概要(有害捕獲)

表 (略)

注1～6 : (略)

(新設)

別紙2別添 (2) 整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか) (略)

別記様式第7号別紙2関係様式 (略)

(別紙7) (7) シカ特別対策(シカ特別対策等事業(シカ特別対策))

の概要
シカ特別対策等事業（シカ特別対策）の実施状況報告（令和〇〇年度）

の概要
シカ特別対策等事業（シカ特別対策）の実施状況報告（令和〇〇年度）

1 （略）

1 （略）

2 シカによる被害の状況

2 シカによる被害の状況

○シカ被害の拡大状況						
項目	H30	R1	R2	R3	R4	(削る。)

○シカ被害の拡大状況						
項目	H30	R1	R2	R3	R4	<u>5 か 年</u> <u>平均</u>

※（略）

※（略）

注 1：（略）

注 1：（略）

3 事業の内容
(1)～(7)（略）

3 事業の内容
(1)～(7)（略）

注 1：（略）
2：事業費の 50%を超えて委託する場合、事業実施主体が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。
3：（略）
4：協議会（市町村を含む。）が事業実施主体として取組を実施する場合は、取組内容欄に協議会（市町村を含む。）の取組内容、事業費、国庫交付金を記入すること。

注 1：（略）
2：事業費の 50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。
3：（略）
（新設）

別記様式第 8 号（別記 1 の第 6 の 1、別記 2 の第 5、別記 3 の第 5、別記 4 の第 6、別記 5 の第 6、別記 8 の第 6 の 1 の（1）関係）

別記様式第 8 号（別記 1 の第 6 の 1、別記 2 の第 5、別記 3 の第 5、別記 4 の第 6、別記 5 の第 6、別記 8 の第 6 の 1 の（1）及び 4 の（1）関係）

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（都道府県広域捕獲活動支援事業）、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（都道府県広域捕獲活動支援事業）、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ

特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）の評価報告（令和〇〇年度報告）（略）

別記様式第8号関係様式（略）

別記様式第9号（別記1の第4の1、別記4の第4の2、別記5の第4の1の（1）、別記8の第4の1の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び広域コンソーシアムにあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名
（協議会等名）
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の実施計画の協議（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第4の1の（2）（別記1の第4の1の（6））（別

特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業）の評価報告（令和〇〇年度報告）（略）

別記様式第8号関係様式（略）

別記様式第9号（別記1の第4の1、別記4の第4の2、別記5の第4の1の（1）、別記8の第4の1の（1）及び4の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道及び広域コンソーシアムにあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名
（協議会等名）
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の実施計画の協議（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第4

記4の第4の1の(2)) (別記4の第4の1の(6)) (別記5の第4の1の(1)のイ) (別記5の第4の1の(1)のカ) (別記8の第4の1の(1)) (別記8の第4の1の(3))の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(注) 1・2 (略)

(別添1)

○鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策)及び鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)(広域都道府県域計画(又は実績)関係)

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害防止総合支援事業	推進事業 ○被害防止活動推進 1～4 (略) <u>5 広域柵の再編整備計画策定支援</u> 6～11 (略) ○実施隊特定活動～○放射性物質影響地域のジビエ活用推進(略) 整備事業(略)	円	円	円	円	円	
	小 計						
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	推進事業 緊急捕獲活動						
合	計						

(注) 1・2 (略)

2～4 (略)

5 鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容

(1) 被害防止活動推進

①～④ (略)

⑤広域柵の再編整備計画策定支援に関する実施計画(又は実績)

の1の(2) (別記1の第4の1の(6)) (別記4の第4の1の(2)) (別記4の第4の1の(6)) (別記5の第4の1の(1)のイ) (別記5の第4の1の(1)のカ) (別記8の第4の1の(1)) (別記8の第4の1の(3)) (別記8の第4の4の(1)) (別記8の第4の4の(3))の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(注) 1・2 (略)

(別添1)

○鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業(シカ緊急捕獲対策)及び鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)(広域都道府県域計画(又は実績)関係)

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害防止総合支援事業	推進事業 ○被害防止活動推進 1～4 (略) <u>(新設)</u> 5～10 (略) ○実施隊特定活動～○放射性物質影響地域のジビエ活用推進(略) 整備事業(略)	円	円	円	円	円	
	小 計						
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	推進事業 緊急捕獲活動						
合	計						

(注) 1・2 (略)

2～4 (略)

5 鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容

(1) 被害防止活動推進

①～④ (略)

(新設)

⑤広域圏の再編整備計画策定支援に関する実施計画（又は実績）

	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）				円	円	円	円	円	
（1/2以内）									
計									

（注）1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑥～⑳ （略）

6 鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣被害防止対策促進支援事業（広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の整備事業の内容 （略）

7・8 （略）

（別添2）

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策））（広域都道府県域計画（又は実績））

推進事業概要（有害捕獲）

表 （略）

注1～6：（略）

7：イノシシ、シカについては、備考欄に雌・雄の別を記載すること。

別記様式第9号関係様式 （略）

別記様式第10号（別記1の第6の1、別記8の第6の1の（1）関係）（略）

別記様式第10号関係様式 （略）

⑤～㉒ （略）

6 鳥獣被害防止総合支援事業（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業））の整備事業の内容 （略）

7・8 （略）

（別添2）

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策））（広域都道府県域計画（又は実績））

推進事業概要（有害捕獲）

表 （略）

注1～6：（略）

（新設）

別記様式第9号関係様式 （略）

別記様式第10号（別記1の第6の1、別記8の第6の1の（1）及び4の（1）関係） （略）

別記様式第10号関係様式 （略）

(別紙)

環境負荷低減のチェックシート

	<u>(1) 適正な施肥</u>	<u>チェック</u>
①	※農産物の調達を行う場合（該当しない □ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	<u>(2) 適正な防除</u>	<u>チェック</u>
②	※農産物の調達を行う場合（該当しない □ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	<u>(3) エネルギーの節減</u>	<u>チェック</u>
③	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の 記録・保存に努める	☐
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費 をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クール ビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
	<u>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</u>	<u>チェック</u>
⑥	※処理加工施設の整備を行う場合又は有害鳥獣の捕 獲を行う場合（該当しない □ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	<u>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適 正な処分</u>	<u>チェック</u>
⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	資源の再利用の検討	☐
	<u>(6) 生物多様性への悪影響の防止</u>	<u>チェック</u>

(新設)

⑨	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	※特定事業場である場合（該当しない □ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	（７）環境関係法令の遵守等	チェック
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	関係法令の遵守	☐
⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注１：※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。

この場合、当該項目のチェックは不要です。

注２：（７）の⑫の「関係法令の遵守」については、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）を遵守することを示す。

（別記２）

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第１ 事業の内容等

１ （略）

２ 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記１の別紙「環境負荷低減のチェックシート」

（別記２）

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第１ 事業の内容等

１ （略）

（新設）

に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第3の1の都道府県計画と併せ、地方農政局長に提出するものとする。

3～5 (略)

第2 交付率

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、23,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(5)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。ただし、第1の1の(5)のオの(エ)の取組に要する経費の限度額は1,500千円以内とする。

なお、北海道内を区分して取り組む場合は、4地域までとし、1地域当たり限度額を23,000千円以内とする。

2・3 (略)

第3 事業の実施等の手続

1・2 (略)

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、1の協議を行った上で、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

(削る。)

第8 (略)

第9 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

2～4 (略)

第2 交付率

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、23,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(5)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。ただし、第1の1の(5)のオの(エ)の取組に要する経費の限度額は1,500千円以内とする。

2・3 (略)

第3 事業の実施等の手続

1・2 (略)

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第9 (略)

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

(別記3)

都道府県広域捕獲活動支援事業

第1 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（3）関係）

（1）・（2）（略）

（3）経費・事業内容の欄の（3）の「広域捕獲活動（個体数調整）」については、広域捕獲活動（個体数調整）の実施のために必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 広域捕獲計画に基づく広域捕獲活動（個体数調整）

イ・ウ （略）

（4）（略）

2 交付対象経費

（1）（略）

（2）なお、別表事業内容の欄の広域捕獲活動（個体数調整）のアの経費の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア～エ （略）

オ 書類確認の場合には、電磁的記録方法（専用アプリを含む。）
にすることができるものとする。

3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の別紙「環境負荷低減のチェックシート」
に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェ
ックした上で、当該チェックシートを第3の1の都道府県計画と併
せ、地方農政局長に提出するものとする。

4・5 （略）

第3 事業の実施等の手続

(別記3)

都道府県広域捕獲活動支援事業

第1 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（3）関係）

（1）・（2）（略）

（3）経費・事業内容の欄の（3）の「広域捕獲活動（個体数調整）」については、広域捕獲活動（個体数調整）の実施のために必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 広域捕獲計画に基づく広域捕獲活動（個体数調整）（市町村か
らの要請に基づくものに限る。）

イ・ウ （略）

（4）（略）

2 交付対象経費

（1）（略）

（2）なお、別表事業内容の欄の広域捕獲活動（個体数調整）のアの経費の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア～エ （略）

（新設）

（新設）

3・4 （略）

第3 事業の実施等の手続

1・2 (略)

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、1の協議を行った上で、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

(削る。)

第8 (略)

第9 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日		
** 支払確認月日	令和 年 月 日		
所 属	氏 名	確認欄	

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕獲 従事 者氏 名	獣種 名	捕獲 方法	雌雄 区分	成 獣 ・ 幼 獣 別	頭 数	捕獲 月日	捕獲 場所 (住 所等・ 位置 情報)	確認 方法	処理 加工 施設 の種 類	確認 者所 属・ 氏名

1・2 (略)

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度の1年間とする。

第9 (略)

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日		
** 支払確認月日	令和 年 月 日		
所 属	氏 名	確認欄	

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕獲 従事 者氏 名	獣種 名	成 獣 ・ 幼 獣 別	頭 数	捕獲 月日	捕獲 場所 (住 所等)	捕獲 方法	確認 方法	処理 加工 施設 の種 類	確認 者所 属・ 氏名

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

* (略)

** (略)

注1・2 (略)

3:「捕獲場所」は、住所若しくは鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号
又はGPSデータ等を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を記した地図を添付する。

4～8: (略)

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲活動経費の分配方法について (略)

(別記4)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第1 事業の取組等

1～3 (略)

4 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(2)の事業実施計画と併せ、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長に、その他の事業実施主体にあつては都道府県知事に提出するものとする。

第2 事業の内容等

1 (略)

2 交付対象経費

(1) (略)

(2) なお、(1)のAの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

A～E (略)

オ 書類確認の場合には、電磁的記録方法(専用アプリを含む。)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

* (略)

** (略)

注1・2 (略)

3:「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を記した地図を添付する。

4～8: (略)

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲活動経費の分配方法について (略)

(別記4)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第1 事業の取組等

1～3 (略)

(新設)

第2 事業の内容等

1 (略)

2 交付対象経費

(1) (略)

(2) なお、(1)のAの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

A～E (略)

(新設)

にすることができるものとする。

3・4 (略)

第4 事業の実施等の手続

1 (略)

2 事業実施計画の作成等

(1) (略)

(2) 1の(3)に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙6により、1の(2)の広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。

なお、第2の2の(2)のウによる確認を行う場合は、1の(3)に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙6の備考欄に、1の(2)の広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号の備考欄に「CSF(豚熱)対策」と記入するものとする。

(3) (略)

3 (略)

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、1の(2)の協議を行った上で、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあつては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日
** 支払確認月日	令和 年 月 日

3・4 (略)

第4 事業の実施等の手続

1 (略)

2 事業実施計画の作成等

(1) (略)

(2) 1の(3)に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙7により、1の(2)の広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。

なお、第2の2の(2)のウによる確認を行う場合は、1の(3)に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙7の備考欄に、1の(2)の広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号の備考欄に「CSF(豚熱)対策」と記入するものとする。

(3) (略)

3 (略)

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあつては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日
** 支払確認月日	令和 年 月 日

所 属	氏 名	確認欄

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕獲 従事 者氏 名	獣種 名	捕獲 方法	雌雄 区分	成 獣 ・ 幼 獣 別	頭 数	捕獲 月日	捕獲 場所 (住 所 等・ 位置 情報)	確認 方法	処 理 加 工 施 設 の 種 類	確 認 者 所 属 ・ 氏 名

* (略)

** (略)

注1・2 : (略)

3 : 「捕獲場所」は、住所若しくは鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号
又はGPS データ等を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、
捕獲場所を記した地図を添付する。

4～8 : (略)

9 : 「雌雄区分」は、イノシシ、シカの場合に記載すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲新事業における有害捕獲に係る捕獲活動経費の分
配方法について (略)

別記様式第1号 (別記4の第5の3、別記5の第5の2の(1)関係)
(略)

(別添)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業 (シカ緊急捕
獲対策) (広域都道府県域) の実施状況報告 (令和〇〇年度報告)

所 属	氏 名	確認欄

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕獲 従事 者氏 名	獣種 名	成 獣 ・ 幼 獣 別	頭 数	捕獲 月日	捕獲 場所 (住 所 等)	捕獲 方法	確認 方法	処 理 加 工 施 設 の 種 類	確 認 者 所 属 ・ 氏 名

* (略)

** (略)

注1・2 (略)

3 : 「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記
載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を記した
地図を添付する。

4～8 : (略)

(新設)

鳥獣被害防止緊急捕獲新事業における有害捕獲に係る捕獲活動経費の分
配方法について (略)

別記様式第1号 (別記4の第5の3、別記5の第5の2の(1)関係)
(略)

(別添)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ特別対策等事業 (シカ緊急捕
獲対策) (広域都道府県域) の実施状況報告 (令和〇〇年度報告)

推進事業概要（有害捕獲）

表（略）

注1～6：（略）

7：イノシシ、シカについては、備考欄に雌・雄の別を記載すること。

（別記5）

シカ特別対策等事業

第2 事業の内容等

1 事業の内容

（1）（略）

（2）シカ特別対策

ア・イ（略）

ウ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る経費・事業内容の欄の③の「シカの集中捕獲」については、次に掲げる事項を実施するものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

なお、シカの集中捕獲の実施・推進に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他シカの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動（個体数調整）、本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本文第2の5のシカ特別対策等事業のシカ緊急捕獲対策の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

（ア）・（イ）（略）

エ～カ（略）

2 交付対象経費

（1）シカ緊急捕獲対策

ア（略）

イ なお、アの（ア）の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

推進事業概要（有害捕獲）

表（略）

注1～6：（略）

（新設）

（別記5）

シカ特別対策等事業

第2 事業の内容等

1 事業の内容

（1）（略）

（2）シカ特別対策

ア・イ（略）

ウ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（5）の②に係る経費・事業内容の欄の③の「シカの集中捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

なお、シカの集中捕獲の実施・推進に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他シカの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動（個体数調整）、本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本文第2の5のシカ特別対策等事業のシカ緊急捕獲対策の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

（ア）・（イ）（略）

エ～カ（略）

2 交付対象経費

（1）シカ緊急捕獲対策

ア（略）

イ なお、アの（ア）の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員（確認者（処理加工施設での捕獲確認に限り、都道府県知事又は市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」を回収するかのいずれかを行う。

(イ) 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の交付対象であること確実に確認（書類確認）し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

a （略）

b 捕獲個体又はその部位（原則として「尾」とする。）

(ウ)（略）

（エ）書類確認の場合には、電磁的記録方法（専用アプリを含む。）によることができるものとする。

(2)（略）

3・4 （略）

第4 事業の実施等の手続

1～3 （略）

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、1の(1)のイ又は(2)のウの協議を行った上で、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

第9 事業の支援対象期間

(ア) 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員（確認者（処理加工施設での捕獲確認に限り、都道府県知事又は市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」（鳥類にあつては「両脚」）を回収するかのいずれかを行う。

(イ) 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の交付対象であること確実に確認（書類確認）し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

a （略）

b 捕獲個体又はその部位（獣類にあつては原則として「尾」とし、鳥類にあつては原則として「両脚」とする。）

(ウ)（略）

（新設）

(2)（略）

3・4 （略）

第4 事業の実施等の手続

1～3 （略）

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

第9 事業の支援対象期間

本事業の支援対象期間は、交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

なお、シカ緊急捕獲対策における捕獲活動経費は、交付決定の日から令和7年3月31日までに事業実施主体が捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日		
** 支払確認月日	令和 年 月 日		
所 属	氏 名		確認欄

シカ特別対策等事業における捕獲確認書

捕獲 従事 者氏 名	獣種 名	捕獲 方法	雌雄 区分	成 獣 ・ 幼 獣 別	頭 数	捕獲 月日	捕獲 場所 (住 所等・ 位置 情報)	確認 方法	処理 加工 施設 の種 類	確認 者 所 属 ・ 氏 名

* (略)

** (略)

注1 : (略)

2 : 「捕獲場所」は、住所若しくは鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号又はGPSデータ等を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を記した地図を添付する。

3～7 : (略)

シカ特別対策等事業に係る捕獲活動経費の分配方法について (略)

本事業の支援対象期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

なお、シカ緊急捕獲対策における捕獲活動経費は、交付決定の日から令和6年3月31日までに事業実施主体が捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日		
** 支払確認月日	令和 年 月 日		
所 属	氏 名		確認欄

シカ特別対策等事業における捕獲確認書

捕獲 従事 者氏 名	獣種 名	成 獣 ・ 幼 獣 別	頭 数	捕獲 月日	捕獲 場所 (住 所等)	捕獲 方法	確認 方法	処理 加工 施設 の種 類	確認 者 所 属 ・ 氏 名

* (略)

** (略)

注1 : (略)

2 : 「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を記した地図を添付する。

3～7 : (略)

シカ特別対策等事業に係る捕獲活動経費の分配方法について (略)

(別記6)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

①～③ (略)

ア・イ (略)

ウ 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

(ア) 鳥獣被害対策技術全国検討会の開催

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有及び意見交換のための全国検討会を全国1箇所以上で開催する。

(削る。)

(イ) 鳥獣被害対策データ活用促進検討会の開催

ICT機器の活用等により得られる鳥獣被害対策に係るデータの活用促進を図るための環境整備に向け、専門知識を持つ者等で構成される検討会を3回以上開催し、データ活用環境改善に係る方策を取りまとめる。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

a (略)

b 全国検討会等の内容

c 全国検討会等の開催計画

d 全国検討会の周知方法

e・f (略)

(エ) その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、(ウ)の委員会で検討の上、実施することができ

(別記6)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

①～③ (略)

ア・イ (略)

ウ 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

(ア) 鳥獣被害対策技術全国検討会等の開催

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有及び意見交換のための全国検討会等を全国1箇所以上で開催する。

(イ) 鳥獣被害対策に係るマニュアルの作成

鳥獣被害対策に係るICT等の新技術や研究等について、既存のマニュアルから内容を拡充したものを作成する。

(新設)

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

a (略)

b 全国検討会等及びマニュアルの内容

c 全国検討会等の開催計画及びマニュアルの作成計画

d 全国検討会等の告知方法及びマニュアルの配布方法

e・f (略)

(新設)

るものとする。

(2) ～ (4) (略)

(5) 広域選抜部隊体制整備事業

都道府県による広域捕獲活動を効果的かつ円滑に実施するため、管内の関係者の合意のもと捕獲従事者を選抜して広域捕獲選抜部隊（以下（5）において「選抜部隊」という。）を編成し、高度な研修を行い、本部隊による広域捕獲をモデル的に実施する。

ア 検討体制の構築

ICTを活用した生息状況調査の知識を有する者、地域合意形成や計画策定のコンサルティングを行うことができる者、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

（ア）事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

（イ）選抜部隊を編制する都道府県並びに当該選抜部隊の編成のための捕獲従事者の選抜を行う市町村及び当該選抜部隊による広域捕獲を行う市町村の区域

（ウ）イの選抜部隊の編制についての実施方針

（エ）ウの高度な研修の実施方針

（オ）エの広域捕獲の実施方針

（カ）その他必要な事項

なお、選抜部隊を編成する都道府県について、2以上の都道府県を選定するものとし、捕獲従事者の選抜を行う市町村及び当該選抜部隊による広域捕獲を行う市町村については、それぞれ対象都道府県ごとに2以上の市町村を選定する。

イ 選抜部隊の編制

事業実施主体は、選抜部隊を編成する都道府県ごとに、アの委員の助言を受け、都道府県、市町村及び当該都道府県の捕獲従事者の団体等との間で選抜部隊編成に係る合意を形成したうえで選抜方法を策定し、選抜部隊の隊員を選抜する。

ウ 高度な研修の実施

イの団体等は、イの隊員に対し、広域捕獲に必要な知識や手法を身に着けることができるよう、以下の（ア）～（エ）についての高度な研修を行う。

（ア）県や市町村等との合意形成手法

（イ）ICTを活用した生息調査手法

(2) ～ (4) (略)

(新設)

(ウ) ICT を活用した生息調査結果に基づく効果的な捕獲手法

(エ) その他必要な事項

エ 広域捕獲の実施

選抜部隊は、アの（イ）で選定した市町村において、ICT を活用した生息状況調査を実施したうえで広域捕獲を行う。なお、広域捕獲選抜部隊体制整備事業における捕獲活動に係る経費については、本要領本文第 2 の 1 の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第 2 の 2 の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲（有害捕獲）、本要領本文第 2 の 3 の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲（個体数調整）、本要領本文第 2 の 4 の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第 2 の 5 のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

オ マニュアル作成

ア～エまでの結果を基に、各都道府県が選抜部隊を編成し広域捕獲を実施するためのポイントを取りまとめたマニュアルを作成する。

(削る。)

(5) 愛玩動物用飼料原料等利用促進事業

捕獲鳥獣を原料とする愛玩動物用飼料（以下「ジビエペットフード」という。）及び動物園等でのと体給餌用エサの安定供給及び利用拡大を図るため、適切な処理方法の普及、安定供給のための流通体制の構築、新規需要創出、普及啓発等に向けた以下の取組を実施する。

ア 愛玩動物用飼料原料利用促進事業

(ア) 検討体制の構築

捕獲従事者、処理加工施設従事者、ペットフード製造事業者、流通事業者、野生鳥獣肉の衛生管理やペットフード製造の品質・衛生管理に関する知見を有する者等を構成員とするコンソーシアムを構築し、当該コンソーシアムの運営方針を協議するとともに、（イ）から（エ）までに係る実施方針を検討し、実践する。

(イ) 流通体制の構築

令和 4 年度に実施した愛玩動物用飼料原料利用促進事業における取組成果を基に、東日本と西日本のそれぞれ 1 箇所以上において、地域の処理加工施設間の連携等によるペットフ

ード製造事業者への安定供給のための流通体制を検討・実証（品質等情報の伝達を含む。）し、構築する。

（ウ）新規需要の創出

全国を対象に、ジビエペットフードの原料（シカ及びイノシシを対象とする。）の新規需要に関する処理加工施設とペットフード製造事業者等とのマッチングのための商談会等のイベントを1回以上開催する。

（エ）ジビエペットフード利用の普及啓発

令和4年度に実施した愛玩動物用飼料原料利用促進事業で作成したマニュアルの配布等により、ジビエペットフード利用について、処理加工施設やペットフード製造事業者、地方公共団体、飼育者等に広く普及啓発する。

（オ）その他事業の目的を達成するために必要な取組

（イ）から（エ）までの取組のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、（ア）のコンソーシアムにおいて検討の上、実施することができるものとする。

イ と体給餌利用促進事業

（ア）検討体制の構築

捕獲従事者、処理加工施設従事者、動物園事業者、流通事業者、野生鳥獣肉の衛生管理や動物園動物の生理・生態に関する知見を有する者等を構成員とするコンソーシアムを構築し、当該コンソーシアムの運営方針を協議するとともに、（イ）から（キ）までに係る実施方針を検討し、実践する。

（イ）と体給餌用エサに関する調査

動物園事業者がと体給餌用エサの原料（シカ及びイノシシを対象とする。）として求める、野生鳥獣の利用部位、大きさ、カット方法、量、品質・衛生管理の水準等を調査する。調査は全国の動物園事業者を対象に、経営規模の大小に関わらず幅広く実施するものとする。

（ウ）マニュアル作成

（イ）の結果を基に、処理加工施設等における動物園事業者が求める品質・衛生管理の水準を満たす原料（シカ及びイノシシを対象とする。）の加熱殺菌法等について検討・実証し、全国の処理加工施設等でも取組可能な品質・衛生管理を向上するためのポイントを取りまとめたマニュアルを作成す

(削る。)

る。

(エ) 給餌方法の明確化

動物園等で広く飼育されている 3 種以上の肉食動物を対象に、年齢や妊娠など生育ステージに応じた、給餌量及び給餌頻度、と体給餌用エサへの馴化の方法等、獣種ごとの適切な給餌方法を検討・実証する。

(オ) 流通体制の構築

(イ) の結果を基に、東日本と西日本のそれぞれ 1 箇所以上において、地域の処理加工施設間の連携等による動物園事業者への安定供給のための流通体制を検討・実証（品質等情報の伝達を含む。）し、構築する。

(カ) 新規需要の創出

全国を対象に、と体給餌用エサの原料（シカ及びイノシシを対象とする。）の新規需要に関する処理加工施設と動物園事業者等とのマッチングのための商談会等のイベントを 1 回以上開催する。

(キ) と体給餌用エサとしての利用の普及啓発

(ウ) で作成したマニュアルの配布や動物園等でのと体給餌イベントの開催等により、と体給餌用エサとしての利用について、処理加工施設や動物園事業者、地方公共団体、飼育者等に広く普及啓発する。

(ク) その他事業の目的を達成するために必要な取組

(イ) から (キ) までの取組のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、(ア) のコンソーシアムにおいて検討の上、実施することができるものとする。

(6) ICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業

ICTを活用した調査に基づく捕獲を推進するため、以下の取組を実施する。

ア 検討体制の構築

ICTを活用した広域的な調査に基づくシカ又はイノシシの捕獲を効果的に実施するため、ICTを活用した生息状況調査の知識を有する者、地域合意形成や計画策定のコンサルティングを行うことができる者、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる(ア)、(イ) 及び (エ) から (キ) までの事項について検討、

2 (略)

3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記 1 の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第 4 の 1 の (1) の事業実施

(ウ) の事項について選定する。

(ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

(イ) イの生息状況調査の研修の内容

(ウ) イの生息状況調査及びエの捕獲活動の実施地区

(エ) イの調査結果に基づくウの計画策定の内容

(オ) エの実践的な捕獲活動の内容

(カ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(キ) その他必要な事項

なお、実施地区は全国から複数の実施地区を選定する。この際、原則として行政界を跨いだ地区とし、実施地区の 1 箇所以上を北海道の地区とする。また、実施地区が所在する都道府県と調整し、適切に捕獲の許可を得られるよう合意形成を行う。

イ ICTを活用した広域的な生息状況調査

アで選定した実施地区において、被害防止を目的とした個体数調整のための生息状況調査を実施する。

ウ 計画策定

イの調査で収集したデータに基づき、捕獲活動の計画を地区ごとに策定する。

エ 捕獲活動

ウで策定した計画に基づき、実践的な捕獲活動をモデル的に実施する。なお、ICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業における捕獲活動に係る経費については、本要領本文第 2 の 1 の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第 2 の 2 の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲（有害捕獲）、本要領本文第 2 の 3 の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲（個体数調整）、本要領本文第 2 の 4 の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本要領本文第 2 の 5 のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

2 (略)

(新設)

計画と併せ、農村振興局長に提出するものとする。

4・5 (略)

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、229,600千円以内とする。

(削る。)

第9 (略)

別記様式第1号(別記6の第4の1関係)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の提出
(変更協議)について

令和〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業(鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業)、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部

3・4 (略)

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、259,600千円以内とする。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とするが、第2の1の(6)の事業に限り令和5年度の1年間とする。

第10 (略)

別記様式第1号(別記6の第4の1関係)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の提出
(変更協議)について

令和〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業(鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業)、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料

隊体制整備事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記6の第4の1の(1)(別記6の第4の1の(2))の規定に基づき、関係書類を提出(関係書類を添えて協議)する。

(注)(略)

(別添)

○鳥獣被害対策基盤支援事業(事業実施計画)

1 総括表
表(略)

注:事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業)、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業のいずれかの事業名を記載する。

2 (略)

3-1 事業の内容(鳥獣利活用推進支援事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業以外の事業)

(1)・(2)(略)

(3)全国検討会(全国鳥獣被害対策サミット)の開催等
(鳥獣対策技術全国検討会開催事業の場合に記載する。)

ア(略)

イ データ活用促進検討会の開催計画

開催予定時期	検討内容(案)	備考

(削る。)

原料等利用促進事業及びICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記6の第4の1の(1)(別記6の第4の1の(2))の規定に基づき、関係書類を提出(関係書類を添えて協議)する。

(注)(略)

(別添)

○鳥獣被害対策基盤支援事業(事業実施計画)

1 総括表
表(略)

注:事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業)、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料原料等利用促進事業及びICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業のいずれかの事業名を記載する。

2 (略)

3-1 事業の内容(鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料原料等利用促進事業、ICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業以外の事業)

(1)・(2)(略)

(3)全国検討会(全国鳥獣被害対策サミット)の開催等
(鳥獣対策技術全国検討会開催事業の場合に記載する。)

ア(略)

(新設)

イ マニュアルの概要

(4)・(5) (略)

3-2 (略)

(削る。)

(4)・(5) (略)

3-2 (略)

3-3 事業の内容（愛玩動物用飼料原料等利用促進事業）

(1) 検討体制の構築

ア コンソーシアムの構成及び役割分担

<u>コンソーシアム等構築時期</u>		
<u>構成団体等</u>	<u>構成団体等が果たす役割</u>	<u>備考</u>

注1：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

注2：構成団体等の欄には、コンソーシアムの構成員の氏名、所属、専門分野等を記載する。

イ コンソーシアムによる検討会開催計画

<u>開催予定時期</u>	<u>検討内容</u>	<u>備考</u>

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

(2) 事業実施計画

ア と体給餌用エサに関する調査

<u>取組内容</u>	<u>事業実施計画</u>	<u>担当する構成団体等</u>

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の(5)のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ マニュアル作成

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の（5）のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

ウ 給餌方法の明確化

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の（5）のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

エ 流通体制の構築

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の（5）に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

オ 新規需要の創出

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注：要領別記6第2の1の（5）に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

カ ジビエペットフード利用の普及啓発

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注1：愛玩動物用飼料原料利用促進事業の場合に記載する。

注2：要領別記6第2の1の（5）のアに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

キ と体給餌用エサとしての利用の普及啓発

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等
------	--------	-----------

(削る。)

--	--	--

注 1 : と体給餌利用促進事業の場合に記載する。

注 2 : 要領別記 6 第 2 の 1 の (5) のイに定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(3) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(4) その他事業の目的を達成するために必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注 1 : 愛玩動物用飼料原料利用促進事業の場合、要領別記 6 第 2 の 1 の (5) のアの (イ) ~ (エ) のほか、事業の目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

注 2 : と体給餌利用促進事業の場合、要領別記 6 第 2 の 1 の (5) のイの (イ) ~ (カ) のほか、事業の目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

3-4 事業の内容 (ICT を活用した調査に基づく捕獲の実践事業)

(1) 実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画 (又は実績)

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

（注）北海道で行う事業と本州以南で行う事業とをそれぞれ別に記載すること。

（2）事業実施計画

ア ICTを活用した生息状況調査の概要

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

（注）要領別記6第2の1の（6）に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ ICTを活用した生息環境調査の結果に基づく実践的な捕獲活動の研修の概要

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

（注）要領別記5第2の1の（6）に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

（3）事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は、（2）事業実施計画と整合をとる。

（新設）

(1) 実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の 名称	委員の氏 名	所属・専門 分野	役割分担内容	備 考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備 考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 事業実施計画

ア 選抜部隊の編制

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記 6 第 2 の 1 の (5) に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ 高度な研修の実施

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記 6 第 2 の 1 の (5) に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

ウ 広域捕獲の実施

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記 6 第 2 の 1 の (5) に定める事業内容を踏まえ、各

実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

エ マニュアル作成

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 要領別記 6 第 2 の 1 の (5) に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(3) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は、(2) 事業実施計画と整合をとる。

4 (略)

別記様式第 3 号 (別記 6 の第 5 関係)

鳥獣被害対策基盤支援事業 (〇〇〇事業)
事業実施状況報告書
(令和〇〇年度)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

4 (略)

別記様式第 3 号 (別記 6 の第 5 関係)

鳥獣被害対策基盤支援事業 (〇〇〇事業)
事業実施状況報告書
(令和〇〇年度)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 6 の第 5 の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

（注） 1 〇〇事業については、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業のいずれかの事業名を記載するものとする。

2 （略）

（別記 7）

全国ジビエプロモーション事業

第 2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の（7）関係）

（1）ジビエフェア開催事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、ジビエフェアに協賛する飲食店等（以下「協賛飲食店等」という。）を募り、ジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催、周知等

（ア）（略）

（イ）ジビエフェアのポスター等 P R 資材を作成し協賛飲食店等に配布するとともに、ジビエフェアの概要等について SNS やマスメディア、実地イベント等を通じた情報発信を行う。

また、関係団体等と連携し効果的な情報発信を行う。

（ウ）（略）

イ 協賛飲食店等の募集、開拓等

代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 6 の第 5 の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

（注） 1 〇〇事業については、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料原料等利用促進事業及び I C T を活用した調査に基づく捕獲の実践事業のいずれかの事業名を記載するものとする。

2 （略）

（別記 7）

全国ジビエプロモーション事業

第 2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の（7）関係）

（1）ジビエフェア開催事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、ジビエフェアに協賛する飲食店等（以下「協賛飲食店等」という。）を募り、ジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催、周知等

（ア）（略）

（イ）ジビエフェアのポスター等 P R 資材を作成し協賛飲食店等に配布するとともに、ジビエフェアの概要等について SNS やマスメディア等を通じた情報発信を行う。また、関係団体等と連携し効果的な情報発信を行う。

（ウ）（略）

イ 協賛飲食店等の募集、開拓等

(ア) (略)

(イ) 協賛飲食店等の募集に当たっては、ジビエの仕入れや調理方法の注意点等を説明会等の方法で周知する。食肉処理加工施設等の情報について、調査を行い、情報提供に努める。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。

ウ ジビエフェアの運営等

(ア) (略)

(イ) 協賛飲食店等に対し、ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状況やジビエの仕入れに係る課題等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

エ 報告書等

アからウまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエやジビエペットフード、皮革等に関する各地のイベント・店舗情報等の収集やプロモーション動画の作成を行い、消費者等に対し、SNSやイベント等を通じて情報を発信する。また、学生によるプロモーション、ジビエを活用した宿泊施設と連携したツーリズムなどの体験コンテンツの開発等、多様なライフスタイルに応じたジビエ等の関わり方の提案を行う。

イ (略)

2 (略)

3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、第4の1の(1)の事業実施計画と併せ、農村振興局長に提出するものとする。

4 (略)

(削る。)

第9 (略)

(別記8)

(ア) (略)

(イ) 協賛飲食店等の募集・把握のため、ジビエの調理方法の注意点、カタ肉やスネ肉等の低需要部位の有効利用等による料理レシピ、食肉処理加工施設の情報等を提供する説明会を開催する。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。

ウ ジビエフェアの運営等

(ア) (略)

(イ) ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状況やジビエの仕入れに係る課題等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

オ 報告書等

アからエまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエやジビエペットフード、皮革等に関する各地のイベント・店舗情報等の収集やプロモーション動画の作成を行い、消費者に対し、SNSやイベント等を通じて情報を発信する。また、学生によるプロモーションなどの体験コンテンツの開発等、多様なライフスタイルに応じたジビエ等の関わり方の提案を行う。

イ (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度の1年間とする。

第10 (略)

(別記8)

第1 事業の取組等
(削る。)

第1 事業の取組等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）又は②その構成員（試験研究機関を除く。）であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3)に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又

は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。）とする。

(6) 対象地域

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に係る採択要件の欄の6の「農村振興局長が別に定める対象地域であること」の判断については、次のアからシまでに掲げる地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

キ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄

ク 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

(削る。)

ケ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

コ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯

サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）

シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 965 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

（7）費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（2）の①に係る採択要件の欄の 5 の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9426 号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

（8）生産コスト分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（2）の①に係る採択要件の欄の 7 の「受益地内の生産コストの低減が 10%以上見込まれること」の判断に当たっては、受益地内の生産コスト分析を実施し、低減される生産コストを十分に検討するものとする。

（9）地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記 1 の第 1 の 8 を準用する。

（10）周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記 1 の第 1 の 9 を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

（1）事業の取組

捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入を促進するため、車両での搬入が困難、急傾斜地である等、捕獲現場の地理的条件に合わせた実用可能な新たな搬入方法の確立に資する次のアからエまでの取組を実施するものとする。

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

捕獲地に近い場所で解体処理を行うため、既存の移動式解体処理車（車内で捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等を行うことができる車両）の機能等の問題点を抽出した上で、改良型の車両を製作し、既存の処理加工施設との連携のもと、車両の機能や処理した食肉の品質評価等の実証・展示等を行う。

イ 軽トラックの改造・実証

急傾斜地等の捕獲現場から処理加工施設への搬入を行うため、軽トラック（軽自動車区分に該当する小型トラック）又は保冷車に巻き上げ機（ウィンチ）等を実装し、既存の処理加工施設との連携のもと、車両の機能や処理加工施設に搬入した食肉の品質評価等の実証・展示等を行う。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

輸送用のコンテナ等を活用し、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等が行える機器等を実装する。

また、実装後のコンテナ式処理施設等を活用し、広域搬入体制の構築や処理した食肉の品質評価等について、実証・展示等を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行う。

エ 生体搬入方法の実証

罠いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入するための安全性その他の問題点を抽出した上で、運搬に適したおりを製作し、生体搬入の取組や処理した食肉の品質評価、既存の処理加工施設との連携等について、実証・展示等を行う。

（２）事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の２の（８）の①に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定めるコンソーシアムとは、次の全ての要件を満たすものとし、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

ア コンソーシアムは、次の構成員により組織されることとする。

（ア）ジビエの広域搬入の促進に資する知見やノウハウ、技術等を有する民間事業者

（イ）処理加工施設

（ウ）（イ）の処理加工施設が所在する市町村

実証に必要な捕獲個体については、処理加工施設の所在す

(削る。)

る市町村と連携し、確保できる体制を整備することとする。

また、実証及び展示又は実証のみを行う地区が所在する市町村は参画を必須とする。なお、展示のみが行われる地区が所在する市町村は参画を必須としないが、事業の実施についてあらかじめ調整を行うとともに、助言等を受けられる体制を構築することとし、研究機関や大学、農業協同組合、猟友会等、実証に必要な者が構成員となることは妨げない。

イ コンソーシアムは、実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に係る規約等を定め、かつ、コンソーシアムの全ての構成員がこれに同意していることとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

(ウ) 意思決定の方法

(エ) 解散した場合の地位の承継者

(オ) 知的財産権が発生した場合の取扱方法

(カ) 事務処理及び会計処理の方法及び責任者

(キ) 財産の管理方法

(ク) 公印の管理及び使用の方法及び責任者

(ケ) 会計監査及び事務監査の方法

(コ) (ア) から (ケ) までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

ウ イの規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続において複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ コンソーシアムの運営を行うための事務局を置くこと。

オ 本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を有すること。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の取組

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用するとともに、全国的なジビエ利用を推進するため、新たにジビエメニューを取り扱うレストランその他の飲食店（以下「ジビエレストラン」という。）の拡大に向けた取組を実施するものとする。

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア・イ (略)

(2) (略)

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア・イ (略)

(2) (略)

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の

について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9426 号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

なお、野生鳥獣の生息域の拡大により、被害が生じていない地域においても近い将来被害が発生する蓋然性が高い場合は、周辺地域の状況を踏まえ費用対効果分析を実施し、より広域的な整備を行うことにより、投資効果を向上させることができないか検討するものとする。

(7)・(8) (略)

2 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) (略)

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類欄の2の(8)に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

イ (略)

第2 事業の内容等

(削る。)

実施について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9426 号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

なお、野生鳥獣の生息域の拡大により、被害が生じていない地域においても近い将来被害が発生する蓋然性が高い場合は、周辺地域の状況を踏まえ費用対効果分析を実施し、より広域的な整備を行うことにより、投資効果を向上させることができないか検討するものとする。

(7)・(8) (略)

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) (略)

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類欄の2の(8)の③に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

イ (略)

第2 事業の内容等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に係る経費・事業内容の欄の1の(1)鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

(削る。)

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）、樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等関係法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30 ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全を確保することとする。（参照 URL：
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>）

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 農振第 1705 号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

（２）留意事項

留意事項は、別記 1 の第 2 の 4 を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

（１）事業の内容

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

（ア）検討会の開催

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を抽出し、車両の改良の方向性について意見交換を行うための検討会を開催する。

（イ）改良型移動式解体処理車の製作

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を解消し、実用可能な改良型の移動式解体処理車を製作する。

(ウ) 改良型移動式解体処理車の機能等の実証

改良型の移動式解体処理車を活用し、既存の処理加工施設との連携のもと、機能が十分発揮しうるか、また、処理した食肉の品質評価等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(エ) 情報発信

(ウ)の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) 改良型移動式解体処理車運用マニュアルの作成

改良型の移動式解体処理車の取扱方法及び捕獲現場や処理加工施設での運用方法、処理した食肉の品質評価等について取りまとめたマニュアルを作成する。

イ 軽トラックの改造・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

軽トラック又は保冷車を活用した捕獲鳥獣の運搬、処理加工施設への搬入を進めるため、巻き上げ機（ウィンチ）等の設置等の方法について意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) 軽トラックの改造

捕獲鳥獣の運搬のため、軽トラック又は保冷車にウィンチ等を実装する等の実用可能な改造を行う。

(ウ) 軽トラックの機能等の実証

(イ)により改造した軽トラック又は保冷車について、既存の処理加工施設との連携のもと、機能が十分発揮しうるか、

また、施設に搬入された食肉の品質評価等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

（エ）情報発信

（ウ）の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

（オ）軽トラック改造マニュアルの作成

軽トラック又は保冷車へのウィンチ等の実装方法、改造に当たっての留意事項や捕獲鳥獣の運搬にあたり必要な処理方法、現場で活用するに当たっての注意点、処理した食肉の品質評価等を取りまとめたマニュアルを作成する。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

（ア）検討会の開催

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するための課題の抽出等について意見交換を行うための検討会を開催する。

（イ）コンテナ等の改造

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するため、コンテナ内部に、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等が行える機器等の実装を行う。

（ウ）コンテナ等の機能等の実証

（イ）で実装したコンテナ等を活用し、簡易な処理加工施設としての機能が実用可能かどうか、処理した食肉の品質評価等の実証を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地形的条件等を考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

（エ）情報発信

（ウ）の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

（オ）コンテナ等活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

コンテナ等を活用した簡易な処理加工施設への機器等実装方法、処理加工等作業に関する留意事項、法令等への対応方法、既存の処理加工施設との連携、処理した食肉の品質評価等を取りまとめたマニュアルを作成する。

エ 生体搬入方法の実証

事業実施主体は、次の（ア）及び（ウ）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

なお、（イ）については、既存の生体搬入用おりでは実証が困難な場合等を実施するものとする。

（ア）検討会の開催

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入（以下「生体搬入」という。）するための課題の抽出等についての意見交換を行うための検討会を開催する。

（イ）生体搬入用おりの製作

捕獲鳥獣を処理加工施設へ生体搬入するための実用可能な専用おりを製作する。

（ウ）生体搬入の実証

既存の生体搬入用のおりや、（イ）で製作したおりを活用し、処理加工施設への搬入や処理した食肉の品質等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可

能とするため、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2箇所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設や都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

（エ）情報発信

（ウ）の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

（オ）生体搬入マニュアルの作成

捕獲現場から処理加工施設への捕獲個体の生体搬入を行うに当たっての通りの使用方法、輸送の安全性の確保、食肉の品質面への影響、処理した食肉の品質評価等の留意事項についてとりまとめたマニュアルの作成を行うものとする。

（2）実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表1のとおりとする。

（3）事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

（4）留意事項

ア 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製

品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかにかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(ア) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次の a から c までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

- a 事業実施主体自身
- b 100%同一の資本に属するグループ企業
- c 事業実施主体の関係会社

(イ) 利益等排除の方向

- a 事業実施主体の自社調達の場合
当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。
- b 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の
場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

- c 事業実施主体の関係会社からの調達の場合
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

イ 特許権等の帰属

(削る。)

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、
実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意
匠登録を受ける権利、著作権（以下「特許権等」という。）が
発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属す
るが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守
らなければならない。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっ
ても同様に次の条件を守るものとする。

（ア）本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又
は取得を行った場合には、その都度遅滞なく農村振興局
長に報告すること。

（イ）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理
由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める
場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

（ウ）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、
かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことにつ
いて正当な理由が認められない場合において、国が特許
権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその
理由を明らかにして当該特許権等を第三者が利用する権
利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

（エ）本事業期間中及び本事業終了後5年間ににおいて、事業
実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の
成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者
に譲渡し、又は利用を許諾するとき、事前に農村振興
局長と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との
間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、
両者で協議・調整を行うこと。

3 ジビエレストラン拡大事業

（1）事業の内容

全国的なジビエの消費拡大を図るため、ジビエレストランのシ
ェフ等の調理人への調理指導やメニューの開発支援等を行う。

事業実施主体は、次のア及びイの取組を実施するものとする。

ア 調理人へのジビエの調理実習・メニュー開発・情報発信

（ア）ジビエ調理に長けた指導者によるテストキッチン等におけ

る調理の指導・実習・勉強会を全国各地（3地域以上）で実施する。

（イ）ジビエレストランにおけるジビエメニューの提供・販売に向けたメニューの開発等を支援する。また、試作のためのジビエ等を調達・提供する。

（ウ）上記（ア）及び（イ）により実施した試作調理やジビエメニュー等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

（エ）ジビエメニューの定着に向けたPR資材を作成し、新たにジビエメニューを取り扱うジビエレストラン等に配布するとともに、情報発信を行う。

（オ）（ア）から（オ）までの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

イ ジビエバイヤーズ商談会の実施

（ア）食肉処理加工施設、地方公共団体、卸売業、流通業、食品メーカー、個人飲食店等による商談会（以下「ジビエバイヤーズ商談会」という。）を実施し、食肉処理加工施設等とジビエレストランとのマッチングを実施する。

（イ）ジビエバイヤーズ商談会に関する取組結果の分析を行う。

（ウ）（ア）及び（イ）の取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

（2）実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表2のとおりとする。

（3）事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務につ

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る経費・事業内容の欄の1の(1)鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア～ウ （略）

(2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の8の農村振興局長が別に定める事項は、次のとおりとする。

ア～ウ （略）

2 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) (略)

(2) 実施基準

ア・イ （略）

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表1のとおりとする。

(3)・(4) (略)

第3 交付額等

(削る。)

いて、業務を請負施行することができるものとする。

(4) 留意事項

事業実施主体及びジビエレストランは、ジビエレストラン拡大事業を的確かつ効果的に実施するため「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を遵守するとともに、必要に応じて、国産ジビエ認証施設などの協力を得るものとする。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る経費・事業内容の欄の1の(1)鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア～ウ （略）

(2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る採択要件の欄の8の農村振興局長が別に定める事項は、次のとおりとする。

ア～ウ （略）

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) (略)

(2) 実施基準

ア・イ （略）

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表3のとおりとする。

(3)・(4) (略)

第3 交付額等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消

費税を除く。)は、次に掲げるとおりとする。

ア 新規整備

獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価 (円／ m) (直営施工で資 材費のみの定額 交付の場合)	上限単価 (円／ m) (左記以外の場 合)
獣種共通	電気柵 (1 段 当たり)	1 4 8	3 9 1
	電気柵シート (地際補強)	2 5 4	6 7 3
	ネット柵	1, 0 9 0	2, 6 0 0
イノシシ	金網柵 (ロール状)	1, 9 7 0	5, 3 8 0
	ワイヤーメッ シュ柵 (パネ ル状)	1, 2 9 0	3, 0 0 0
シカ (イノ シシ用兼ね る。)	金網柵 (ロール状)	2, 7 9 0	7, 6 2 0
	ワイヤーメッ シュ柵 (パネ ル状)	1, 9 5 0	4, 5 3 0

イ 再編整備

獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価 (円／ m) (直営施工で資 材費のみの定額 交付の場合)	上限単価 (円／ m) (左記以外の場 合)
獣種共通	電気柵 (1 段 当たり)	2 5	2 2 5
	ネット柵	1 9 2	1, 6 1 2
イノシシ	金網柵 (ロール状)	2 9 6	2, 7 2 6
	ワイヤーメッ	1 9 2	1, 6 1 2

	<u>シュ柵（パネル状）</u>		
<u>シカ（イノシシ用兼ねる。）</u>	<u>金網柵（ロール状）</u>	<u>4 3 0</u>	<u>3, 7 1 0</u>
	<u>ワイヤーメッシュ柵（パネル状）</u>	<u>2 8 6</u>	<u>2, 4 2 6</u>

ウ 既設柵の地際補強

<u>既設柵の種類</u>	<u>上限単価（円／m） （直営施工で資材費のみの定額交付の場合）</u>	<u>上限単価（円／m） （左記以外の場合）</u>
<u>ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵</u>	<u>8 2 6</u>	<u>2, 0 6 5</u>

注 1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を 4 m 以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅 1 m 以内とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径を ϕ 5 mm 以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。
- ・金網柵については、金網の径を ϕ 2 mm 以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注 2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合

わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1（1）において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵等な等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。

（2）地域特認

地域の实情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の（1）の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1（1）で準用する別記1の第4の1の（4）に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（8）の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、200,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①から④までに掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

3 ジビエレストラン拡大事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（8）の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、70,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①及び②に掲げる取組ご

（削る。）

（削る。）

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

ア～エ （略）

注1～注5 （略）

(2) 地域特認

ア （略）

イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の3の「受益戸数が3戸以上であること」に該当しない場合においても、経営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入を抑制することができるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

2 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、40,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

(削る。)

との限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

4 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

ア～エ （略）

注1～注5 （略）

(2) 地域特認

ア （略）

イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)の②に係る採択要件の欄の3の「受益戸数が3戸以上であること」に該当しない場合においても、経営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入を抑制することができるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の③に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、40,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の実施手続

事業の実施手続は、別記1の第4の1を準用するものとする。

(2) 事業実施計画の作成等

ア (1)で準用する別記1の第4の1の(2)に定める事業実施計画にあっては、別記1の別表1の1の整備事業（新規整備）及び整備事業（既設柵の地際補強）に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表1の1の整備事業（再編整備）に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

イ (1)で準用する別記1の第4の1の(3)に定める都道府県計画にあっては、別記1の別記様式第6号により、(1)で準用する別記1の第4の1の(2)に定める広域都道府県域計

(削る。)

画にあっては、別記 1 の別記様式第 9 号の別添により作成するものとする。

ウ (1) で準用する別記 1 の第 4 の 1 の (4) 及び (6) に定める都道府県知事が行う協議については別記 1 の別記様式第 1 号により行うものとし、同 (2) 及び (6) に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記 1 の別記様式第 9 号により行うものとする。

エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別記 1 の別表 4 に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記 1 の第 4 の 3 の規定を準用する。

(4) 事業の着手

事業の着手は、別記 1 の第 4 の 4 の規定を準用する。

(5) 管理運営

管理運営は、別記 1 の第 4 の 5 の規定を準用する。

(6) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記 1 の第 4 の 6 の規定を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第 1 号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (8) の①に係る経費・事業内容の欄に掲げる①から④の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更、第 2 の 2 (1) アの (イ)、第 2 の 2 (1) イの (イ)、第 2 の 2 (1) ウの (イ)、第 2 の 2 (1) エの (イ)

(削る。)

に係る事業実施計画の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1)のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第3号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1)のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る経費・事業内容の欄に掲げる①と②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第3号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第4号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付

1 (略)

2 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画の作成

(1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第 1 号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第 1 号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第 2 号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第 5 事業実施状況の報告

(削る。)

金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

4 (略)

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画の作成

(1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第 7 号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第 7 号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第 8 号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第 5 事業実施状況の報告

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記 1 の別記様式第 9 号の別添 1 に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別記 1 の別表 1 の 2 に規定する事項を含めて作成するものとする。

(2) 地方農政局長及び都道府県知事は、(1) の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成 30 年 1 月 12 日

(削る。)

(削る。)

1 (略)

2 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

(削る。)

(削る。)

付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

(3)都道府県知事は、(1)の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第5号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第6号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

4 (略)

5 鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第9号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1)事業評価

事業評価は、別記1の第6の1を準用する。

(2)改善計画

改善計画は、別記1の第6の2を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況につ

(削る。)

1・2 (略)

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第9の規定を準用する。

(削る。)

いて自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

4・5 (略)

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第10の規定を準用する。

別表1

ジビエ広域搬入モデル実証支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>	<u>留 意 点</u>
<u>設備備品費</u>	<u>事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費</u> <u>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</u>	<u>・取得単価が50万円以上の設備、備品については、2社以上の見積書(当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。)及びカタログ等を提出すること。</u> <u>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもつ</u>

		<u>て当該備品を管理する体制が整っていること。</u> <u>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。</u>
事業費	<u>(会場借料)</u> <u>・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</u>	
	<u>(通信・運搬費)</u> <u>・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</u>	<u>・切手は物品受払簿で管理すること。</u> <u>・電話等の通信費については、基本料を除く。</u>
	<u>(借上費)</u> <u>・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器等借り上げ経費</u>	
	<u>(印刷製本費)</u> <u>・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費</u>	
	<u>(資料購入費)</u> <u>・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</u>	<u>・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。</u>
	<u>(原材料費)</u> <u>・事業を実施するため</u>	

	<u>に直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費</u> <u>(消耗品費)</u> <u>事業を実施するために直接必要な以下の経費</u> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記憶媒体・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	
旅 費	<u>(委員等旅費)</u> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	<u>(調査等旅費)</u> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝 金	<u>事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料</u>	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を

	<u>収集等について協力を 得た者に対する謝礼に 必要な経費</u>	<u>設定すること。</u> ・ <u>その謝金の単価の設 定根拠となる資料を 提出すること。</u> ・ <u>事業実施主体又はそ の委託を受けた者が 雇用した者に対して は、謝金を支払うこと はできない。</u> ・ <u>実証に必要な野生鳥 獣の捕獲については、 必要な許可を受けた 上で捕獲するものと し、実働に応じた対価 として謝金を支払う ものとする。</u> ・ <u>なお、有害捕獲として 捕獲した個体を利用 する場合は、捕獲活動 経費と重複で支払う ことのないようにす ること。</u>
賃 金	・ <u>事業を実施するため 直接必要な業務を目 的として、事業実施主 体が雇用した者に対 して支払う実働に応 じた対価（日給又は時 間給）及び通勤に要す る交通費並びに雇用 に伴う社会保険料等 の事業主負担経費</u>	・ <u>賃金については、本事業 の実施により新たに 発生する業務につ いて、支払の対象とす る。事業実施に関係の ない既存の業務に対 する支払はできない。</u> ・ <u>賃金は、業務の内容に 応じ、常識の範囲を超 えない妥当なものを 設定することとし、賃 金支給に係る規則及 び設定根拠となる資</u>

(削る。)

		<u>料を提出すること。</u> <u>・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。</u> <u>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</u> <u>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</u>
役 務 費	<u>事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費、振込手数料等</u>	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別表 2

ジビエレストラン拡大事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>	<u>留 意 点</u>
<u>設備備品費</u>	<u>事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費</u>	<u>・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社</u>

		<u>が1社しか存在しない場合を除く。)及びカタログを提出すること。</u>
<u>消 耗 品 費</u>	<u>事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費</u>	
<u>旅 費</u>	<u>事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費</u>	
<u>謝 金</u>	<u>事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費</u>	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
<u>賃 金</u>	<u>雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）</u>	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とす

		<u>る。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。</u> <u>・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。</u> <u>・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。</u>
<u>役 務 費</u>	<u>事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費</u>	
<u>委 託 費</u>	<u>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委</u>	<u>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。</u>

	<u>託するために必要な経費</u>	<u>る。</u> <u>・委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。</u> <u>・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。</u>
<u>そ の 他</u>	<u>事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費</u>	
<u>注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。</u>		
<u>別表 1</u> （略） （削る。）	<u>別表 3</u> （略） <u>別記様式第 1 号（別記 8 の第 4 の（2）、第 4 の 2 の（3）関係）</u>	

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 8 の第 4 の 2 の（2）（別記 8 の第 4 の 2 の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

（別添）

○ジビエ広域搬入モデル実証支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
		円	円	円	

（削る。）

	計				

注：①事業名の欄には、小型の移動式解体処理車の製作・実証、軽トラックの改造・実証、コンテナ式処理施設等の活用・実証、生体搬入方法の実証のいずれかの取組を記載する。

②事業内容の欄には、要領別記８の第２の２（１）のア～エまでの取組の（ア）～（オ）について記載する。２つ以上の取組を実施する場合は、それぞれの取組の（ア）～（オ）について記載する。

③備考欄には、事業費欄に記載した額の積算根拠について詳細に記載する。なお、別紙とすることも可とする。

④事業の委託を行う場合は、要領別記８の第２の２（３）に定める記載事項を備考欄に記載する。

⑤仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円、うち国費〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

--

3-1 事業の内容（小型の移動式解体処理車の製作・実証）

（１）検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の 名称	委員の氏 名	所属・専門 分野	役割分担内 容	備 考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加 人数	内容	備 考

(2) 改良型移動式解体処理車の製作

<u>既存の移動式解体処理車の問題点</u>	<u>対 応</u>	<u>備 考</u>

(3) 改良型移動式解体処理車の機能の実証計画（又は実績）

<u>開催年月日</u>	<u>開催場所</u>	<u>参加人数</u>	<u>内容</u>	<u>備 考</u>

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

<u>開催年月日</u>	<u>開催場所</u>	<u>参加人数</u>	<u>内容</u>	<u>備 考</u>

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

<u>情報発信の手段</u>	<u>発信する内容</u>	<u>備 考</u>

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) 改良型移動式解体処理車運用マニュアルの作成

<u>記載項目</u>	<u>記載内容</u>	<u>備 考</u>

(6) スケジュール

<u>取組内容</u>	<u>4月</u>	<u>5月</u>	<u>6月</u>	<u>7月</u>	<u>8月</u>	<u>9月</u>	<u>10月</u>	<u>11月</u>	<u>12月</u>	<u>1月</u>	<u>2月</u>	<u>3月</u>

注：（１）～（５）の取組ごとに記載する。

3-2 事業の内容（軽トラックの改造・実証）

（1）検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の 名称	委員の氏 名	所属・専門 分野	役割分担内 容	備 考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加 人数	内容	備 考

（2）軽トラックの改造

改造の内容	対 応	備 考

（3）軽トラックの機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加 人数	内容	備 考

（4）- 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加 人数	内容	備 考

（4）- 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

（5）軽トラック改造マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備 考
------	------	-----

--	--	--

(6) スケジュール

取 組 内 容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

3-3 事業の内容（コンテナ式処理施設等の活用・実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の 名称	委員の氏 名	所属・専門 分野	役割分担内 容	備 考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加 人数	内容	備 考

(2) コンテナの改造

改造の内容	対 応	備 考

(3) コンテナの機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加 人数	内容	備 考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加	内容	備 考
-------	------	----	----	-----

		人数		

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) コンテナ活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備 考

(6) スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：（１）～（５）の取組ごとに記載する。

3-4 事業の内容（生体搬入方法の実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備 考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備 考

(2) 生体搬入用おりの製作

生体搬入向けの（改造）内容	対 応	備 考

(3) 生体搬入の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加 人数	内 容	備 考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加 人数	内 容	備 考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) 生体搬入マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備 考

(6) スケジュール

取 組 内 容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

注：（１）～（５）の取組ごとに記載する。

4 添付書類

(削る。)

(1) 事業実施主体（コンソーシアム）が作成した各種規約
(2) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記8の第4の2の（4）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく
下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

(削る。)

(削る。)

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記8の第4の3の（2）、第4の3の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第4の3の（2）（別記8の第4の3の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

〇ジビエレストラン拡大事業（事業実施計画書）
1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ料理の指導等	円	円	円	
2. メニュー開発支援等				
3. レストラン定着への周知等				
4. ジビエバイヤーズ商談会等				
5. 報告書等				
6. その他()				
計				

2 事業の目的

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

(2) ジビエ料理の指導等の概要

(3) メニュー開発支援等の概要

--

(4) レストラン定着への周知等の概要

--

(5) ジビエバイヤーズ商談会の概要

--

(6) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(7) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1												
2												
3												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (5) までのほか、事業目的を達成するために必要な

(削る。)

取組があれば記載する。

4 添付書類

(1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）

(2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

(3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第4号（別記8の第4の3の（4）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレスト
ラン拡大事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく
下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手する
こととしたので、お届けする。

記

1 事業内容及び事業量

2 事業費及び国費

3 着手予定年月日

4 事業完了予定年月日

5 交付決定前着手を必要とする理由

(削る。)

(削る。)

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第5号（別記8の第5の2関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証支援事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第5の2の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

別記様式第6号（別記8の第5の3関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）

事業実施状況報告書
(令和〇〇年度)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 8 の第 5 の 3 の規定により別添のとおり報告する。

(注) 別添様式については、別記様式第 3 号に準ずるものとする。

別記様式第 1 号（別記 8 の第 4 の 2 の（2）、第 4 の 2 の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）の

別記様式第 7 号（別記 8 の第 4 の 5 の（2）、第 4 の 5 の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）の

で、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 8 の第 4 の 2 の（2）（別記 8 の第 4 の 2 の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注）（略）

別記様式第 2 号（別記 8 の第 4 の 2 の（4） 関係）（略）

別記様式第 3 号（別記 8 の第 5 の 2 関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 8 の第 5 の 2の規定により別添のとおり報告する。

（注）別添様式については、別記様式第 1 号に準ずるものとする。

で、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 8 の第 4 の 5 の（2）（別記 8 の第 4 の 5 の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注）（略）

別記様式第 8 号（別記 8 の第 4 の 5 の（4） 関係）（略）

別記様式第 9 号（別記 8 の第 5 の 5 関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 8 の第 5 の 5の規定により別添のとおり報告する。

（注）別添様式については、別記様式第 7 号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 6 年 4 年 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。